



富士見市農業経営改善 支援事業補助金

産業振興基金を活用し、自然環境の負荷低減と、住環境に配慮した農業を支援します。

対象者	①市内に在住又は事業所を有し、かつ、市内で営農している農業者（市内農業者） ②市内農業者3者以上で構成される農業者団体 ※①は、農業従事日数(年間150日以上)又は農業収入(前年240万円以上)、市税の完納、農地法等において違反がないことが要件です。 ※②は、規約等があり、構成員の半数以上が市内農業者であることが要件です。
対象事業	①生分解性マルチ利用推進事業…土壌中の微生物によって分解される資材の購入に要する経費を補助 例) 農作物の作付けに使用する生分解性マルチフィルムの購入に係る経費 ②生物的防除品利用推進事業…生物的防除品の購入に要する経費を補助 例) 交信かく乱剤、動物獣忌避剤、誘因捕殺材等の購入に係る経費 ③土壌診断事業…土壌改良を行うための土壌診断(分析)に要する経費を補助 例) 土壌診断(分析)に係る経費 ④農業用プラスチック資材等廃棄処分事業…農業用プラスチック資材または農薬の廃棄処分に要する経費を補助 例) マルチ等被覆資材、育苗箱、廃棄農薬(農薬空き容器)等の処分に係る経費 ⑤有機肥料等購入支援事業…有機質入り肥料、堆肥及び混合堆肥複合肥料等の購入に係る経費を補助 例) 有機(質)肥料、有機化成肥料、配合肥料(有機・堆肥含む)等の購入に係る経費
補助金	対象事業①～④対象経費の2分の1を補助 対象事業⑤対象経費の10分の3を補助
申請期間	1月4日～1月31日(休日の場合はその次の開庁日まで)
補助対象期間	交付申請前年の1月1日～12月31日(令和8年度のみ4月1日～12月31日)
申請書類等	※申請書類等に不備がある場合は受付できません。 ①富士見市農業経営改善支援事業補助金交付申請書(様式第1号) ②カタログ等の補助対象経費の内容が分かる書類 ③領収書の写し、その他支払いが分かる書類 ④(農業者団体のみ)規約等 ⑤(農業者団体のみ)構成員名簿 ⑥(農業者のみ)年間農業従事日数又は前年の農業収入が分かる書類 ※年間農業従事日数が分かる書類については、農業委員会へご相談ください。

お問合せ 富士見市農業振興課 農政グループ 電話 049-257-6987(直通)